⑽　大阪市道高速道路西大阪線
⑾　大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区高見一丁目から同区北港二丁目まで
⑿　兵庫県道高速大阪池田線
⒀　兵庫県道高速神戸西宮線
⒁　兵庫県道高速大阪西宮線
⒂　兵庫県道高速湾岸線
⒃　神戸市道高速道路２号線のうち神戸市長田区西尻池町から同市須磨区白川まで
⒄　兵庫県道高速北神戸線
⒅　神戸市道高速道路北神戸線
⒆　神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで
⒇　神戸市道生田川箕谷線

２　基本料金の額

阪神高速道路（記１の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。

⑴　１キロメートル当たりの料金の額と固定額

①　１キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たり料金の額は、下表のとおりとする。

車　種　区　分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

㈱　上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

②　利用１回に対して課する固定額

利用１回に対して課する固定額は、250円とする。

⑵　適用方法

①　利用距離

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の利用距離は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添２のとおりとする。

㈱

イ　利用距離は次の原則に従い定めるものとする。

ａ：出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行したときの最短経路により算出した距離を利用距離とする。

ｂ：出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を利用距離とする。

ｃ：実際に通行した阪神高速道路の入口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）及び阪神高速道路の出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）による利用距離に比して、当該入口の直前の入口等又は当該出口の直後の出口等を採用した場合の利用距離が短くなる場合については、当該直前の入口等又は当該直後の出口等を利用したものとして利用距離を適用する。ただし、実際に通行した入口等及び出口等が、当該利用距離を適用する入口等及び出口等相互間の最短経路上に存在する経路に限る。

ｄ：記〔３〕により通行する場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。なお、記〔３〕により通行する場合の経路〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕は、ａに規定する出入口等の相互間の経路に含めない。

ロ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車。以下同じ。］は、入口等から利用可能（記〔３〕に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。

②　出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額＝Ｌ×Ｒ＋Ｆ（単位：円）

㈱　上記計算式においてＬ、Ｒ及びＦは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：出入口等の相互間の利用距離（単位：キロメートル）

Ｒ：１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｆ：利用１回に対して課する固定額（単位：円）

③　通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をＡ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をＣ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、Ａ、Ｂ及びＣの走行により迂回走行した自動車が、Ｃにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にＤまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

イ　ＥＴＣ車の場合の料金調整

ＡＢ間の利用距離とＣＤ間の利用距離を合算して、記②の計算式により算出した料金を適用する。

ロ　現金車の場合の料金調整

ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、Ａからの利用距離に応じて記②の計算式により算出した料金を適用する。